

前澤化成工業株式会社

定 款

(2025年6月24日版)

第1章 総則

(商号)

第1条 当社は、前澤化成工業株式会社と称する。

英文では MAEZAWA KASEI INDUSTRIES CO., LTD.と表示する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 硬質塩化ビニルその他各種プラスチックの成形および加工ならびに販売
- (2) プラスチック・合成塩化ビニル等の樹脂の研究および開発ならびに製造および販売
- (3) 上下水道用機器の製造および販売
- (4) 住宅関連機器および器材の製造および販売
- (5) 浄化槽および水処理装置の設計および施工ならびに製造および販売
- (6) 管および水道施設工事その他土木・建築工事の設計、施工および請負
- (7) 浄化槽および水処理装置の維持管理
- (8) 災害関連製品の製造および販売
- (9) バイオテクノロジー製品の研究および開発ならびに製造および販売
- (10) 不動産の売買、賃貸借、管理および斡旋ならびに土地の造成および分譲
- (11) 住宅の建設および販売
- (12) 物品販売業
- (13) 再生可能エネルギーに関連する事業
- (14) 古物営業法に定める古物商
- (15) 損害保険の代理業
- (16) 前各号に附帯する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都中央区に置く。

(機関)

第4条 当社は、株主総会および取締役のほか次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法は、東京都において発行する日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、3,600万株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により、自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増し)

第10条 当社の単元未満株式を有する株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿管理人)

第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議または取締役会の決議によって委任を受けた取締役の決定によって定める。
3. 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびにこれらの備置その他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。

(株式取扱規則)

第12条 当社の株主権行使の手続その他株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会または取締役会の決議によって委任を受けた取締役の定める株式取扱規則による。

第3章 株主総会

(招集時期および招集場所)

第13条 当社の定時株主総会は毎年6月に招集し、臨時株主総会は必要がある場合に招集する。

2. 当社の株主総会は、東京都または埼玉県で招集する。

(定時株主総会の基準日)

第14条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(招集権者および議長)

第15条 当社の株主総会は取締役会の決議に基づき、社長がこれを招集する。

2. 当社の株主総会の議長は、社長がこれに当たり、社長に事故あるときはあらかじめ取締役会で定めた順位に従う。

(決議の方法)

第16条 当社の株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第17条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1人を代理人として、その議決権を行使することができる。

2. 株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。

(株主総会の議事録)

第18条 株主総会の議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録して当社に保存する。

(電子提供措置等)

第19条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第4章 取締役および取締役会

(定員)

第20条 当会社の取締役は、12名以内とする。

2. 前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は、7名以内とする。

(選任方法)

第21条 当会社の取締役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

2. 前項の定めによる取締役の選任は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して行う。

3. 取締役の選任決議については累積投票によらないものとする。

(任期)

第22条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

4. 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(代表取締役の選定)

第23条 当社を代表すべき取締役は、取締役会の決議をもって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から選定する。

(役付取締役)

第24条 取締役会の決議をもって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取締役会長を定めることができる。

(取締役会の招集通知)

第25条 取締役会の招集通知は、各取締役に対して会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

(取締役会の招集権者および議長)

第26条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合のほか、あらかじめ取締役会において定める取締役が招集し、その議長となる。

2. 前項に定める取締役に事故あるときは、あらかじめ取締役会で定めた順位に従う。

(取締役会の決議方法)

第 27 条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2. 当社は、会社法第 370 条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。

(重要な業務執行の決定の委任)

第 28 条 当社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

(顧問または相談役)

第 29 条 取締役会の決議をもって顧問または相談役各若干名を置くことができる。

(取締役会規則)

第 30 条 取締役会に関する事項は、法令および定款に別段の定めがある場合のほか、取締役会の定める取締役会規則による。

(取締役会の議事録)

第 31 条 取締役会の議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、議事録に記載または記録し、出席した取締役が記名捺印または電子署名して当会社に保存する。

2. 第 27 条第 2 項の決議があったとみなされる事項の内容およびその他法令に定める事項については、これを議事録に記載する。

(報酬等)

第 32 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

(取締役との責任限定契約)

第 33 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、同法第 423 条第 1 項の賠償責任を法令の定める限度まで限定する契約を締結することができる。

第5章 監査等委員会

(常勤監査等委員)

第34条 監査等委員会は、その決議により常勤の監査等委員を選定することができる。

(監査等委員会の招集通知)

第35条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

(監査等委員会の決議)

第36条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(監査等委員会規則)

第37条 監査等委員会に関する事項は、法令および定款に別段の定めがある場合のほか、監査等委員会の定める監査等委員会規則による。

(監査等委員会の議事録)

第38条 監査等委員会の議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、議事録に記載または記録し、出席した監査等委員が記名捺印または電子署名して当会社に保存する。

第6章 会計監査人

(選任)

第39条 会計監査人は、株主総会において選任する。

(任期)

第40条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

第7章 計算

(事業年度)

第41条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(剰余金の配当の基準日)

第42条 当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

(中間配当)

第43条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。

(配当の除斥期間)

第 44 条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。